

“愛称”

やじろべえ

**スーパーバランス
(毎月分配型)**

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(交付目論見書)

2010.8.7

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください



世界規模のバランス運用。

スーパーバランス（毎月分配型）の受益権の募集については、MDAMアセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年8月6日に関東財務局長に提出しており、平成22年8月7日にその届出の効力が生じております。

ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧できます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書（請求目論見書）に添付されております。ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

MDAMアセットマネジメント株式会社 電話番号 0120-565787(受付時間は、営業日の午前9時～午後5時)
ホームページアドレス <http://www.mdam.co.jp/>

《商品分類》社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信)資産配分変更型))	年12回(毎月)	グローバル(日本含む)	ファンド・オブ・ファンズ	なし

上記、商品分類および属性区分の定義等については、社団法人投資信託協会ホームページ(URL:<http://www.toushin.or.jp/>)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者（受益者）の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

＜委託会社＞ **MDAMアセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号
設立年月日:1986年11月15日
資本金:10億円
運用する投資信託財産の合計純資産総額 2,265億円
(資本金・運用純資産総額は2010年6月末現在)
〔ファンドの運用の指図等を行います〕

※MDAMアセットマネジメント株式会社は平成22年10月1日に安田投信投資顧問株式会社と合併し、「明治安田アセットマネジメント株式会社」に商号変更の予定です。

＜受託会社＞ **株式会社りそな銀行**

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います〕

1. ファンドの目的・特色

🌐 ファンドの目的

◆日本を含む世界の6資産(国内外の債券、株式およびリート(不動産投資信託))にバランスよく分散投資し、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

🌐 ファンドの特色

[世界の6資産に分散投資]

- 「分散投資」とは値動きの異なる複数の資産を組み合わせてリスク分散させる投資方法をいいます。また、「分散投資」には「投資資産の分散」、「通貨の分散」、「銘柄の分散」などがあります。
- 世界の6資産(国内外の債券、株式、リート)に分散投資をすることによって、収益機会の多様化を図ります。
- 経済金融情勢の動向等の分析に基づくアセットアロケーション(資産配分)戦略により、リスクの低減を図ったバランス型運用を行います。

<アセットアロケーション>

資産	基本組入比率	変動レンジ
国内債券	10%	3%~17%
国内株式	30%	23%~37%
外国債券	30%	23%~37%
外国株式	10%	3%~17%
内外リート	20%	18%~22%
キャッシュ	0%	0%~7%

※基本組入比率および変動レンジは、今後の経済・金融情勢動向により見直す場合があります。

※リート(REIT)とは

Real Estate Investment Trustの略であり、不動産を中心に運用を行っている投資法人あるいは投資信託を一般的に総称するものです。リートは、不特定多数の投資家から集めた資金などで不動産等を購入し、当該不動産をテナントに賃貸し、主にそのテナントから得る賃料から収入を得ます。多くのリートは、一定の適格要件を満たすことにより、法人税の課税が免除されています。このため、リートは、不動産の維持・管理費用や金利などを支払った後に残った収益について、リートに投資する投資家が、配当金(もしくは分配金)として享受する仕組みになっています。

[各資産の銘柄選定の方針について]

●投資対象資産の運用については、各資産の特長を活かしたポートフォリオとします。

国内債券 安定性

信用力・流動性を考慮した国債中心の運用

国内株式 成長性

TOPIX(東証株価指数)+アルファを目指す運用

内外リート

インデックスに連動することを目指しつつ、市場の規模や配当金の利回り水準なども考慮し、ポートフォリオを構築します。 ※3

外国債券 安定性・好利回り

先進国の国債中心の運用 ※1

外国株式 成長性・好配当利回り

先進国の好配当銘柄に注目した運用 ※2

※1 シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)の採用国を主な投資対象国とします。

※2 MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)の採用国を主な投資対象国とします。

※3 S&P先進国REIT指数(日本を含む、円換算値)に採用されている銘柄を主な投資対象とします。

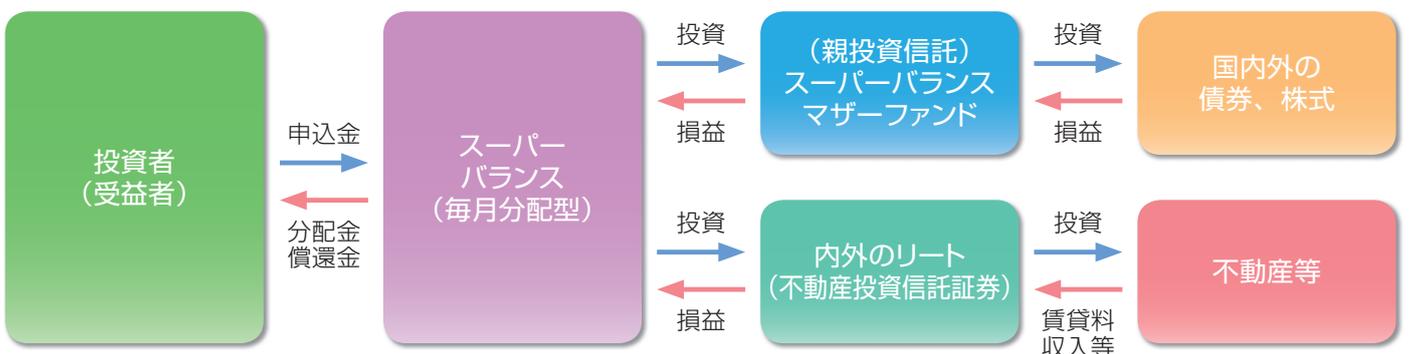
TOPIX(東証株価指数)、シティグループ世界国債インデックス(除く日本、円ベース・ヘッジなし)、MSCI-KOKUSAIインデックス(ヘッジなし・円換算値)、S&P先進国REIT指数(日本を含む、円換算値)に関する著作権など知的財産権、その他一切の権利はそれぞれ株式会社東京証券取引所、シティグループ・グローバル・マーケット・インク、MSCI Inc、ザ・マガロウヒル社の1部門であるスタンダード・アンド・プアーズに帰属します。また、各社は当ファンドの運用成果に関して、一切責任はありません。

◆実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは原則として行いません。

◆運用にあたっては、株式会社りそな銀行から、資産配分(グローバルアセットアロケーション)をはじめ、長期資産運用で培ったノウハウに基づく助言ならびに情報提供を受けます。

●ファンドは「スーパーバランス マザーファンド」および内外のリート(不動産投資信託証券)を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

ファンド・オブ・ファンズ方式について



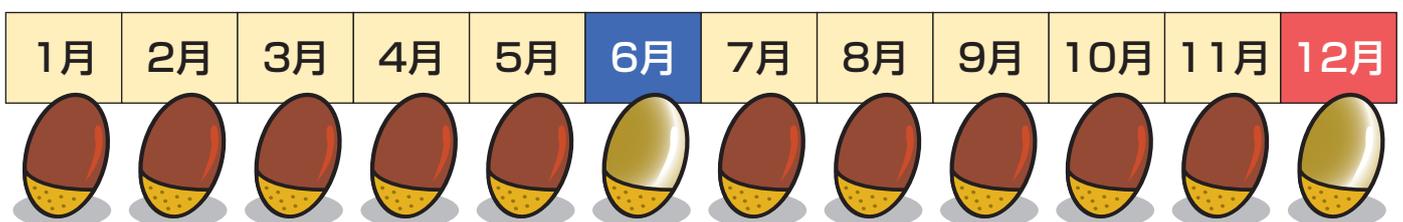
主な投資制限

■株式への投資割合	株式への直接投資は行いません。
■投資信託証券への投資割合	投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
■同一銘柄の投資信託証券への投資割合	同一銘柄の投資信託証券（マザーファンドを除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

◆毎月9日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、分配方針に基づき分配を行います。

・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 ・安定した分配を継続的に行うことを目指すとともに、6月と12月の決算時には、基準価額水準を勘案して、売買益（評価益）等を中心にした分配を行うことを目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

「やじろべえ」の収益分配イメージ



※上記はイメージであり、将来の分配を保証あるいは予測するものではありません。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

ファンドは、株式・債券・リート(不動産投資信託)など値動きのある証券に投資します(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)ので、基準価額は変動します。したがって、金融機関の預金等と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

なお、ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」、「為替変動リスク」、「リーートのリスク」、「金利変動リスク」があります。

<主な変動要因>

■ 株価変動リスク	株式の価格は、政治・経済情勢、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。また、発行体の企業の事業活動や財務状況の変化もしくは変化に対する期待・見込みによって変動します。保有する株式の価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。また、ファンドの投資している企業が倒産や業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、ファンドに重大な損失が生じることがあります。
■ 為替変動リスク	外貨建資産への投資は、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
■ リートの主なリスク	賃料の値上げ・値下げ、入居率(空室率)の増減はリーートの収益に大きな影響を与えます。自然災害等によって保有不動産に大きな損害等が生じた場合等、リーートの価格は大きく変動することも予想されます。また、大きな損害等が生じなくとも、不動産の老朽化や立地環境の変化等によっても不動産の価値は変動する場合があります。 また、リートに関する法律(税制度、会計制度等)が変更となった場合、保有不動産を取り巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合など、リーートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。
■ 金利変動リスク	公社債の価格は、金融情勢・金利変動等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っています。ファミリーファンド方式には、運用の効率性等の利点がありますが、マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

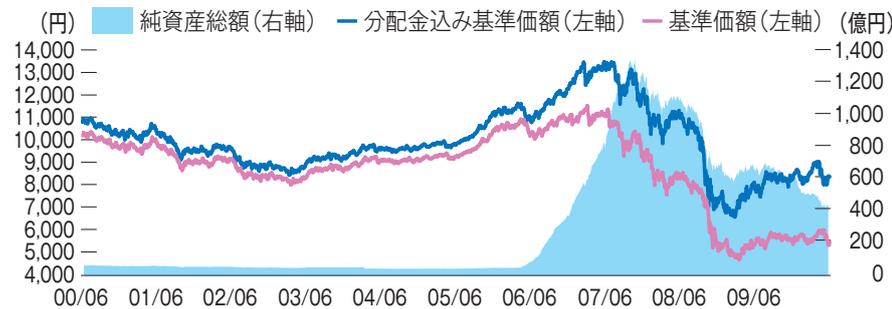
ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

3.運用実績

2010年6月22日現在

基準価額・純資産の推移

基準価額・純資産の推移 (2000年6月23日～2010年6月22日)



※分配金込み基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金(税引前)を再投資したものと
して算出しています。

分配の推移

分配金の推移	
2010年2月	15円
2010年3月	15円
2010年4月	15円
2010年5月	15円
2010年6月	15円
直近1年累計	270円
設定来累計	3,815円
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額	
基準価額	5,448円
純資産総額	44,009百万円

主要な資産の状況

資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
スーパーバランスマザーファンド	78.55
内外リート	19.88
その他資産	1.57

スーパーバランスマザーファンドの資産の組入比率

資産の種類	投資比率(%)
株式	58.08
国債証券	39.59
その他の資産	2.33

組入上位銘柄 (内外リート)

国内リート上位銘柄

順位	銘柄名	投資比率(%)
1	日本ビルファンド投資法人	0.31
2	ジャパンリアルエステイト投資法人	0.28
3	日本リテールファンド投資法人	0.13
4	野村不動産オフィスファンド投資法人	0.09
5	日本プライムリアルティ投資法人	0.09

※投資比率は対純資産総額比

外国リート上位銘柄

順位	銘柄名	国/地域	投資比率(%)
1	Simon Property Group	アメリカ	1.84
2	Westfield Group	オーストラリア	1.71
3	Unibail-Rodamco	フランス	1.07
4	Equity Residential	アメリカ	0.90
5	Public Storage	アメリカ	0.90

組入上位銘柄 (スーパーバランスマザーファンド)

国内債券上位銘柄

順位	銘柄名	利率(%)	償還期限	種類	投資比率(%)
1	第84回利付国債5年	0.7	2014年6月20日	国債証券	0.32
2	第87回利付国債5年	0.5	2014年12月20日	国債証券	0.31
3	第296回利付国債10年	1.5	2018年9月20日	国債証券	0.22
4	第264回利付国債10年	1.5	2014年9月20日	国債証券	0.21
5	第289回利付国債10年	1.5	2017年12月20日	国債証券	0.17

外国債券上位銘柄

順位	銘柄名	利率(%)	償還期限	通貨	国/地域	種類	投資比率(%)
1	US T-NOTE 4.875%12/02/15	4.875	2012年2月15日	ドル	アメリカ	国債証券	4.46
2	US T-NOTE 4%15/02/15	4	2015年2月15日	ドル	アメリカ	国債証券	2.85
3	US T-NOTE 3.125%19/05/15	3.125	2019年5月15日	ドル	アメリカ	国債証券	1.90
4	US T-NOTE 4.25%14/11/15	4.25	2014年11月15日	ドル	アメリカ	国債証券	1.51
5	GER BUNDS 4.25%14/07/04	4.25	2014年7月4日	ユーロ	ドイツ	国債証券	1.47

国内株式上位銘柄

順位	銘柄名	業種	投資比率(%)
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1.47
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	1.33
3	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	0.94
4	東京瓦斯	電気・ガス業	0.78
5	日本電信電話	情報・通信業	0.77

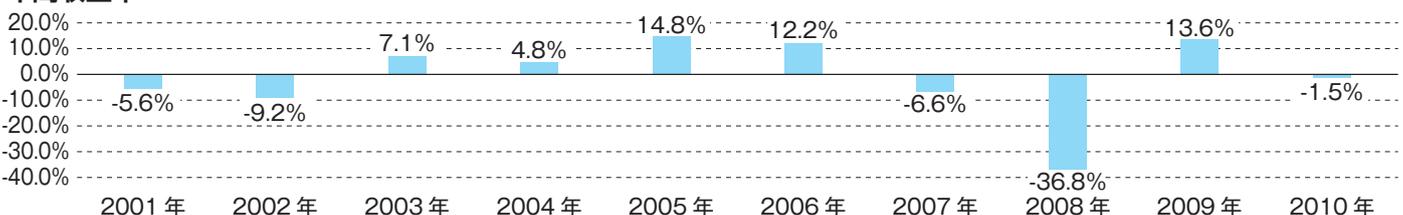
外国株式上位銘柄

順位	銘柄名	国/地域	業種	投資比率(%)
1	SINGAPORE PRESS HOLDINGS LTD	シンガポール	一般消費財・サービス	0.24
2	CONSOLIDATED EDISON INC	アメリカ	公益事業	0.23
3	AMEREN CORPORATION	アメリカ	公益事業	0.23
4	SWISSCOM N	スイス	電気通信サービス	0.22
5	DTE ENERGY COMPANY	アメリカ	公益事業	0.21

※投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移 (暦年ベース)

年間収益率



※収益率は分配金(税引前)を再投資したものととして算出しています。

※2010年の基準価額の収益率は、2010年6月22日までの収益率です。

※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

4. 手続・手数料等

お申込メモ

購入単位	販売会社が定める単位となりますので、販売会社にご確認ください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額です。(基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ) ※基準価額については販売会社または委託会社までお問合せください。
購入代金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位となりますので、販売会社にご確認ください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から0.3%の信託財産留保額を控除した額です。
換金代金	換金代金は換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。
申込締切時間	申込締切時間は原則として午後3時までとし、当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受け付けとして取扱います。
購入の申込期間	2010年8月7日～2011年2月9日 ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、申込みの受け付けを中止すること、および既に受け付けた申込みの受け付けを取消すことができるものとします。
信託期間	無期限(1998年12月1日設定)
繰上償還	この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約締結日から3年を経過した日以降において受益権総口数が10億口を下回ることとなった場合、あるいはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決算日	毎月9日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回の決算時に収益配分方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。お取扱可能なコース及びコース名称は販売会社により異なる場合があります。
信託金の限度額	ファンドの信託金限度額は、5,000億円です。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	5月および11月の計算期間終了時に作成のうえ、販売会社を通じて、信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 なお、配当控除・益金不算入制度の適用対象外です。

ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	2.1%(税抜2.0%)を上限として販売会社が別途定める料率を乗じて得た額とします。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年1.365%(税抜1.30%)の率を乗じて得た額とします。運用管理費用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。				
	各販売会社毎の 純資産総額に応じて	200億円未満	200億円以上 500億円未満	500億円以上 1000億円未満	1000億円以上
	委託会社	年0.5775% (税抜0.55%)	年0.5250% (税抜0.50%)	年0.4725% (税抜0.45%)	年0.4200% (税抜0.40%)
	販売会社	年0.6825% (税抜0.65%)	年0.7350% (税抜0.70%)	年0.7875% (税抜0.75%)	年0.8400% (税抜0.80%)
	受託会社	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)	年0.1050% (税抜0.10%)
その他の費用・手数料	<p>・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査報酬、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息、ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料および先物・オプション取引等に要する費用およびREITに関する資産運用報酬等はファンドより実費として間接的にご負担いただきます。</p> <p>※その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>				

※「税抜」における税とは、消費税および地方消費税相当額をいいます。

※ファンドの運用管理費用(信託報酬)、監査報酬は毎日計上され、毎決算時または償還時に信託財産から支払われます。監査報酬を除くその他の費用・手数料は、その都度信託財産から支払われます。

※当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ファンドの税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・下記の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して……………10%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して……10%

・上記は2010年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。

・法人の場合については上記と異なります。

※税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

“愛称”

やしろべえ